

2025年4月1日現在の内容です。

消防用設備等の種別			スプリンクラー設備				屋内消火栓設備				屋外消火栓設備	連結送水管	連結散水設備	消防用水	消火器具			
			令第12条				令第11条				令第19条	令第29条	令第28条の2	令第27条	令第10条			
			一延べ面積㎡以上	地階・無窓の床面積㎡以上	4階以上の床面積㎡以上の階	11階以上の防火対象物が	指定可燃物	一延べ面積㎡以上	地又は4階以上の床面積㎡以上の窓	指定可燃物					一延べ面積㎡以上	地階・無窓の床面積㎡以上の階		少量危険物等
防火対象物の別(令別表第一)			は特定防火対象物															
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	6000 (平屋建以外) ※3 ※5	1000 ※4	1500 ※4 ※5	全部※5	危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の一、○○○倍以上(可燃性液体類を除く)	500 (1000) [1500]	100 (200) [300]	危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上(可燃性液体類を除く)					全部	指定数量の五分の一以上指定数量未満の少量危険物又は危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量以上の指定可燃物	(1)イ	
	ロ	公会堂、集会場												150	50		イ	
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの																イ
	ロ	遊技場、ダンスホール																イ
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((2)項ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	6000 (平屋建以外)	1000	1000	全部		700 (1400) [2100]							全部		(2)ハ	
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。))において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの(例えばインターネットカフェ、テレクラ、個室ビデオ、マンガ喫茶等)											全部※18	50	(3)イ			
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	6000 (平屋建以外) ※5	1000	1500 ※5	全部※5							150		(4)イ			
	ロ	飲食店										150		(5)イ				
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	3000(平屋建以外)	1000	1000	全部												
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	6000(平屋建以外)※5	1000	1500 ※5	全部※5												
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅				11階以上の階												
(6)	イ	(1)病院で診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療科名等)を有し、療養病床又は一般病床を有するもの (2)診療所で診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療科名等)を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有するもの	全部※6				全 部 ※5	700 (1400) [2100]		150 (300) [450]				全部		イ※1		
	※1	(3)病院((1)以外)、有床診療所((2)以外)、有床助産所 (4)無床診療所、無床助産所	3000(平屋建以外)※5 6000(平屋建以外)※5					700 (1400) [2100]			150 (300) [450]				150	50	イ	
		(1)老人短期入所施設、介護老人ホーム、特別介護老人ホーム、軽費老人ホーム※16、有料老人ホーム※16等 (2)救護施設 (3)乳児院 (4)障害児入所施設 (5)障害者支援施設※17	全部※6 ※7	1000	1500 ※5			700 (1400または基準面積1000のうちどちらか小さい方) [2100または基準面積1000のうちどちらか小さい方]						全部		ロ※1		
	ロ	(1)老人デイサービスセンター、老人福祉センター等 (2)更生施設 (3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設等 (4)児童発達支援センター等															ハ※1	
	※1	(5)身体障害者福祉センター、地域活動支援センター等	6000※5 (平屋建以外)											150				
		ニ	幼稚園又は特別支援学校						700 (1400) [2100]									
(7)		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの				11階以上の階	※5							300		(7)		
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの												300		(8)		
(9)	イ	蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	6000 (平屋建以外) ※5	1000	1500 ※5	全部 ※5								150		(9)イ		
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場												300		(10)		
(10)		車両の停車場、船舶又は航空機の発着場						1000(2000) [3000]	200(400) [600]					300		(11)		
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの												300		(12)		
(12)	イ	工場、作業場				11階以上の階	※5	700 (1400) [2100]	150 (300) [450]					150		イ		
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ														ロ		
(13)	イ	自動車車庫、駐車場												150		(13)イ		
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫														ロ		
(14)		倉庫	ラック式 高さ10mを超えかつ 700(1400) [2100]					700(1400) [2100]	150(300) [450]					150		(14)		
(15)		前各項に該当しない事業場(事務所、銀行、裁判所等)						1000(2000) [3000]	200(400) [600]					300		(15)		
(16)	イ	複合用途防火対象物のうちその一部が(1)～(4)、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	特定用途部分の床面積の合計が 300㎡以上で当該部分の占める階※5	※8	※5 ※9	全部※5 ※10										(16)イ		
	※2	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物				11階以上の階	※5									※2		
(16-2)		地下街	・延べ面積1000㎡以上 ・(6)項ロの用途に供される部分※6					150(300) [450]						全部		(16-2)		
(16-3)		準地下街 建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと、当該地下道とを合わせたもので、特定用途に供される部分が存するもの	延べ面積1000㎡以上でかつ特定用途部分の床面積の合計が 200㎡以上のもの											全部		(16-3)		
(17)		重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品として認定された建造物				11階以上の階	※5				(1)～(15)項に準じる			全部		(17)		

スプリンクラー、水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物又は粉末消火設備										
令 第 12 条 ～ 第 18 条										
適用場所		消火設備		ス プ リ ン ク ラ ー	水 噴 霧	泡	不 活 性 ガ ス ※15	ハ ロ ゲ ン 化 物 ※15	粉 末	
令別表一(13)項ロ 飛行機、又は回転翼航空機の格納庫						○			○	
令別表一の防火対象物の部分で	駐車の用に供される部分	屋上部分で回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場				○			○	
		道路(総務省令で定めるもの)の用に供される部分	屋上部分600㎡以上			○	○	○	(移) ○	
			その他 400㎡以上			○	○	○		
		自動車の修理、又は整備の用に供される部分	地階、二階以上				○	○	□	○
200㎡以上										
		一階 500㎡以上								
	地階又は二階以上	200㎡以上								
		一 階	500㎡以上			○	○	○	□	○
			屋 上 部 分	300㎡以上			○	○	○	
		機械装置による駐車場 収容台数 10台以上								
発電機、変圧器等の電気設備室		200㎡以上					○	□	○	
鍛造場、ボイラー室、乾燥室等多量の火気使用部分		200㎡以上					○	□	○	
通信機器室		500㎡以上					○	○	○	
指 定 数 量 の1,000倍以上の指定可燃物を貯蔵し取扱う部分	綿花類、木毛、かんなくず、ぼろ、紙くず、糸類、わら類、再生资源燃料、※12合成樹脂類			○	○	○	(全) ○			
		ぼろ、紙くず、(動植物油がしみ込んでいるもの)、石炭、木炭		○	○	○				
		可燃性固体類、可燃性液体類、※13合成樹脂類		○	○	○	□	○		
		木材加工品、木くず		○	○	○	(全) ○	(全) □		

※12. 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム、ゴムくずに限る。
※13. 不燃性又は難燃性でないゴム製品、原料ゴム、ゴムくずを除く。

注) ①特定用途とは(1)項～(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されるもの。
②消防用設備等の適用については防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分は、それぞれ別の防火対象物とみなす。
③「令」は消防法施行令、「規則」は消防法施行規則。
④[]内の数字は耐火構造で内装を制限した建築物に適用する。
⑤()内の数字は耐火構造の建築物又は内装を制限した準耐火構造の建築物に適用する。
※1. 防火対象物の詳細は消防法施行令別表第1を参照のこと。
※2. (16)項の複合用途防火対象物は、表に記載した基準以外については、(1)～(15)項の各用途部分ごとに、当該用途の基準に従って設置。
※3. 舞台部床面積が500㎡以上の場合、延べ面積に関係なく舞台部に設置。なお、舞台部とは舞台ならびにこれに接続して設けられた大道具室・小道具室をいう。
※4. 舞台部床面積が300㎡以上の場合、階の床面積に関係なく舞台部に設置。なお、舞台部とは舞台ならびにこれに接続して設けられた大道具室・小道具室をいう。
※5. 規則第13条第2項に定める部分(スプリンクラー代替区画部分)を除く。この場合、スプリンクラー代替区画部分はスプリンクラー設備の要否を判断する際の面積算定から除外されるとともに、スプリンクラーヘッドの設置を要しない。(16項のうち、2項、4項、5項ロの用途が存するものは除く)
※6. 「火災発生時に延焼を抑制する機能を備える構造」として規則第12条の2で定める構造を有するものは、6項イ(1)、(2)は延べ面積3000㎡以上(平屋建ては除く)、その他は延べ面積6000㎡以上(平屋建ては除く)で設置。なお、※5の適用あり。
※7. (2)、(4)および(5)に掲げる防火対象物のうち、介助がなければ避難できないものとして規則第12条の3で定める者を主として入所させるもの以外は延べ面積275㎡以上(平屋建含む)で設置。
※8. 特定用途部分の床面積の合計が1000㎡以上となる階に設置。
※9. 特定用途部分の床面積の合計が1500㎡以上となる階に設置。((2)項又は(4)項の用途に供される部分が存する階は、1000㎡以上)
※10. (5)項ロおよび一部の(6)項ロ、ハの用途以外の部分が存在しない防火対象物で、(6)項ロおよびハの部分で一定の構造で区画した場合は、10階以下の階には設置を要しない。(規則第13条第1項)
※11. 基準面積とは、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして、規則第13条の5の2で定められた部分を除いた部分(当該範囲が延べ面積の1/2を超える場合は、延べ面積の1/2とする。)の床面積。
※12. 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム、ゴムくずに限る。
※13. 不燃性又は難燃性でないゴム製品、原料ゴム、ゴムくずを除く。
※14. 可燃性液体類を除く。
※15. 不活性ガスのうち窒素、IG-55、IG-541およびハロゲン化物のうちHFC-23、HFC-227ea、FK-5-1-12については、用途および規模により個別評価が必要とされる場合がある。
※16. 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。
上記以外の場合には、(6)項ハ(1)に該当。
※17. 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。
上記以外の場合には、(6)項ハ(5)に該当。
※18. 火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものは除く)を設けたもの以外の3項は、延べ面積が150㎡以上のものに設置。
全：全域放出方式 □：ハロン規制により適用できない部分がある。
移：移動式



消火設備設置基準早見表

●標準型スプリンクラーヘッドの設置基準

防火対象物の区分										感度種別1種かつ有効散水半径2.6m以上のヘッド(高感度型ヘッド)(ラック式倉庫は感度種別1種かつ有効散水半径2.3mのヘッド)					感度種別2種かつ有効散水半径2.3mのヘッド及び感度種別1種かつ有効散水半径2.3mのヘッド(ラック式倉庫は感度種別2種かつ有効散水半径2.3mのヘッド)								
										ヘッド防護半径		ヘッド取付高さ		同時開放個数	ポンプ吐出量		水 源 水 量		ヘッド防護半径		ヘッド取付高さ		同時開放個数
閉鎖型湿式スプリンクラー設備	開放型スプリンクラー設備	舞 台 部	10階以下の階に存する場合							1.7m以下													
			11階以上の階に存する場合																				
	①ラック式倉庫	等級	収納物の区分	収納容器、梱包材等	水平距離敷板有	Ⅰ	棚以外の部分 2.1m以下	4m以下毎	24個	3120	L/min以上	82.08m³以上	棚以外の部分 2.1m以下	4m以下毎	30個	3900L/min以上	a×90L/min以上	a×1.6倍×1.6m³以上					
			Ⅰ	下記除く指定可燃物 1000倍以上 高熱量溶融性物品 300倍以上															高熱量溶融性物品 10倍以上 その他のもの				
		Ⅱ	下記除く指定可燃物 100倍以上 高熱量溶融性物品 30倍以上	高熱量溶融性物品 10倍以上 その他のもの		Ⅲ				棚部分 2.5m以下	6m以下毎	16個				2080	L/min以上	36.48m³以上	棚部分 2.5m以下	かつ	20個	2600L/min以上	45.6m³以上
			Ⅲ	その他のもの																			
		Ⅳ	その他のもの	その他のもの		Ⅳ				2連以下毎	4m以下毎	24個				3120	L/min以上	82.08m³以上	2連以下毎	4m以下毎	30個	3900L/min以上	102.6m³以上
			Ⅳ	その他のもの																			
	②地下街・準地下街	地下街		火気使用部分 1.9m以下 その他 2.3m以下 *1			店舗、事務所等に供される部分 6m以下 地下道 10m以下	12個	1080	L/min以上	19.2m³以上	火気使用部分 1.7m以下 その他 2.1m以下		店舗、事務所等に供される部分 6m以下 地下道 10m以下	15個	1350L/min以上	24m³以上						
				準地下街								火気使用部分 1.9m以下 その他 2.3m以下 耐火以外 2.6m以下 *1						6m以下		火気使用部分 1.7m以下 その他 2.1m以下 耐火以外 2.3m以下			
	③「指定可燃物」を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の千倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの			1.9m以下 *1		6m以下		16個		1440 L/min以上		25.6m³以上		1.7m以下		6m以下		1種 16個 1440L/min以上 25.6m³以上 2種 20個 1800L/min以上 32.0m³以上					
	④①③以外の防火対象物	地階を除く階数が1以下	(4)項及び(16)項イで(4)項の用途に供される部分が存するもの		百貨店及び1000m²以上の小売り店舗		耐火以外 2.3m以下	6m以下	12個	1080	L/min以上	19.2m³以上	耐火以外 2.1m以下	6m以下	15個	1350L/min以上	24.0m³以上						
その他			耐火 2.6m以下 *1	10m以下	8個	720												L/min以上	12.8m³以上				
その他																							
地階を除く階数が11以上																				6又は10m以下 *2		12個	
乾式・予作動式の同時開放個数、ポンプ吐出量及び水源水量										上記湿式に対し、1.5倍のヘッド数分で算出(小数点以下切り上げ)ラック式倉庫は令32条の適用により緩和規定あり。													

*1 R=Xr R:防護半径m r:ヘッドの有効散水半径m X:係数 表中の数値はr=2.6mのヘッドの場合を示す。

●小区画型スプリンクラーヘッド、側壁型スプリンクラーヘッドの設置基準

	防火対象物の区分	ヘッド防護半径	ヘッド取付高さ	同時開放個数	ポンプ吐出量	水源水量
小区画型 1種ヘッド	上表④の防火対象物のうち、(6)項イ1),(2)および(6)項口で基準面積1000m²未満のもの	2.6m以下かつ 防護面積13m²以下	10m以下	4個	240L/min以上	4.0m³以上
	上表④の防火対象物のうち、(5)項、(6)項の防火対象物に類する室(宿泊室等)			8個	480L/min以上	8.0m³以上
	(6)項の防火対象物及び、(16)項で(5)項、(6)項に供される部分			12個	720L/min以上	12.0m³以上
側壁型 1種ヘッド	宿泊室等、及び廊下、通路その他これらに類する部分	地階を除く階数が10以下 かつ 水平方向1.5m以下 かつ 前方方向3.6m以下	10m以下	8個	720L/min以上	12.8m³以上
	その他これらに類する部分			12個	1080L/min以上	19.2m³以上

●特定施設水道連結型スプリンクラー設備

特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、令別表第一(6)項イ(1)、(2)および(6)項口のうち、基準面積1000m²未満のものに設置することができる。

建築条件	ヘッドの種類	ヘッド放水水量	ヘッド防護半径	同時開放個数	ポンプ吐出量	水源水量
内装仕上げが火災予防上支障がないもの	小区画型	天井高3m未満の部分 0.02MPa以上かつ 15L/min以上	2.6m以下かつ 防護面積13m²以下	最大の放水区域に設置されるヘッド個数(最大4個)	設置不要 設置の場合、設置個数(最大4個)×20L/min以上	設置不要 設置の場合、1.2m³
	開放型	0.02MPa以上かつ 15L/min以上			※1	
内装仕上げが火災予防上支障があるもの	小区画型	0.05MPa以上かつ 30L/min以上	2.6m以下かつ 防護面積13m²以下	最大のヘッド個数(最大4個)	設置不要 設置の場合、設置個数(最大4個)×35L/min以上	設置不要 設置の場合、設置個数(最大4個)×0.6m³
	開放型	0.05MPa以上かつ 30L/min以上			※1	

※1 開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合のポンプ吐出量については所轄消防に確認願います。

●放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備を設ける部分

スプリンクラー設備の設置を要する部分で、次に示す部分には放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備を設ける。

防火対象物の区分	設 置 箇 所	床面から天井までの高さ
令別表第一(16の2)項 地下街	店舗、事務所等	6mを超える部分
令別表第一(16の3)項 電線走廊	地下道	10mを超える部分
その他の部分 (舞台部、ラック倉庫は除く)		6mを超える部分
		上記以外の部分

●屋内消火栓設備、屋外消火栓設備

①放水圧力、放水量、水源の水量、各部分から1のホース接続口までの水平距離

種 別	放 水 圧 力	放 水 量	ポンプ吐出量	水 源 水 量	水 平 距 離
屋 内	1号(易操作性1号を含む)	0.17MPa以上	130L/min以上	設置個数(最大2個)×150L/min以上	設置個数(最大2個)×2.6m³以上
	2号	0.25MPa以上	60L/min以上	設置個数(最大2個)× 70L/min以上	設置個数(最大2個)×1.2m³以上
屋 外	広範囲型2号	0.17MPa以上	80L/min以上	設置個数(最大2個)× 90L/min以上	設置個数(最大2個)×1.6m³以上
		0.25MPa以上	350L/min以上	設置個数(最大2個)×400L/min以上	設置個数(最大2個)× 7 m³以上

②屋内消火栓、設置対象

1号消火栓(易操作性1号含む)	a:(12)項イ、b:(14)項、c:危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の750倍以上を取り扱うもの、d:その他の防火対象物
2号消火栓(広範囲型2号含む)	上段のうち、d:その他の防火対象物(a、b、cは設置不可)

能美防災株式会社

2025年4月1日現在の内容です。

●連結送水管

- ①各部分から1の放水口までの水平距離は、一般および地下街については50m以下、延長50m以上のアーケードおよび道路の用に供される部分については25m以下。
- ②11階以上の放水口は双口形とし、階数3以内毎に放水用器具を格納した箱を設置。高さ70mをこえる建築物にあっては加圧送水装置を設ける。

●泡消火設備

- ①泡放出口の種類
- 膨張比20以下(低発泡)……………泡ヘッド
- 膨張比80以上1000未満(高発泡)……………高発泡用泡放出口
- ②泡ヘッドの種類、有効防護面積

防火対象物又はその部分	泡ヘッド種別	有効防護面積
航空機の格納庫及び屋上部分の発着場等	フォーム・ウォーター スプリンクラーヘッド	8m²
道路の用に供される部分、駐車場、修理工場等	フォームヘッド	9m²
指定可燃物	フォームヘッド	9m²
	フォーム・ウォーター スプリンクラーヘッド	8m²

③m²当り放射量

道路の用に供される部分、 駐車場、修理工場等	たん白泡	6.5L/min
	合成界面活性剤泡	8.0L/min
	水成膜泡	3.7L/min

指定可燃物	たん白泡	6.5L/min
	合成界面活性剤泡	6.5L/min
	水成膜泡	6.5L/min

④移動式泡消火設備

駐車場、修理工場等 100L/min×15分間 } 各部分から1のホース接続口
その他 200L/min×15分間 } までの水平距離が15m以下。

●連結散水設備

ヘッド水平距離、1の送水区域の散水ヘッド取付個数

種 別	ヘッド水平距離	送水区域ヘッド数
開放型散水ヘッド	3.7m以下	10個以下
閉鎖型散水ヘッド		
閉鎖型スプリンクラーヘッド	スプリンクラー設備に同じ (高感度型ヘッドを除く)	20個以下

●粉末消火設備

- ①消火剤の種類
- 炭酸水素ナトリウム…第1種粉末 炭酸水素カリウム…第2種粉末
リン酸塩類…第3種粉末 炭酸水素カリウムと尿素の反応物…第4種粉末
- ②駐車のに供される部分は第3種粉末に限定。
- ③移動式粉末消火設備は、各部分から1のホース接続口までの水平距離15m以下。

●不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備

- ①全域放出方式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備は防護対象物の内容等によって定められた消火剤の量を下記の時間内に放出すること。

		通信機器室	指定可燃物	その他
不活性ガス 消火設備	二酸化炭素	3.5分	7分	1分
	窒素、IG-55、IG-541	1分		
ハロゲン化物 消火設備	ハ ロ ン1301	30秒		
	HFC-23、HFC-227ea、FK-5-1-12	10秒		

- ②二酸化炭素およびハロンにおいては、遅延時間を20秒以上とすることを原則とする。窒素、IG-55、IG-541 およびHFC-23、HFC-227ea、FK-5-1-12を使用するものについては、防護区画の形成に必要な時間を除き遅延時間を設けないこととする。

●各設備主要関係条文

●スプリンクラー設備 令12条 規則1202、13、1302、1303、1304、1305、1306、14条、15条	●連結散水設備 令28条の2 規則30条の2、30条の3	●ハロゲン化物消火設備 令13、17条 規則20、32条
●屋内消火栓設備 令11条 規則12条	●泡消火設備 令13、15条 規則18、32条	
●屋外消火栓設備 令19条 規則22条	●粉末消火設備 令13、18条 規則21、32条	●消防用水 令27条
●連結送水管 令29条 規則31条	●不活性ガス消火設備 令13、16条 規則19、32条	●消火器具 令10条 規則6、7、8、9、10、11条